

2020年6月18日

各位

株式会社コモディイイダ
代表取締役社長 岩崎 吉春

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

本日、当社は公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に基づく勧告を受けました。

これは、当社が当社のプライベート製品の製造を委託している下請事業者に対し、当該製品についての取引レポート及び、販売促進目的で当社が作成したPOPの代金、又、製品代金を支払する際に当社が負担する銀行振込手数料を超える額を下請事業者から受領したことが、下請法第4条第1項第3号（下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること）の規定に違反すると判断されたものです。本日の勧告において、違反するとされた額は、2017年1月から2020年2月までの間、総額16,350,036円です。

このような行為につきましては、法令の規定に照らして当社の対応が不適切であったものと真摯に受け止めております。本件に関して当社は、製造委託先であるお取引先様に対し違反するとされた金額をすでに返還させていただいております。

当社は、今回の勧告内容を役員及び従業員に周知徹底するとともに、コンプライアンスの強化と再発防止に努めて参ります。お取引先様をはじめ関係者の皆様に対してご心配とご迷惑をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

以上